

お得に運動しよう

指定運動療法施設での 医療費控除について

Medical Fitness SHAFT

SHAFTは厚生労働大臣認定「指定運動療法施設」です！

「指定運動療法施設」とは？

医師が公布した運動療法処方箋に基づき、運動指導を行うことができる環境・人材・設備が整っており、かつ、これらの運動療法を行うのに適した施設として厚生労働省より指定を受けたものが該当します。

お得に運動しましょう

利用料が医療費控除の対象に

高血圧、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等※¹の疾病を有する方で、専門の医師の処方箋に基づく運動療法をSHAFTで行うと、利用料金が医療費控除の対象となります※²。

※¹: 医師が運動が必要と判断した場合には上記以外の疾患でも適用対象となります。

※²: パーソナルトレーニング100分は対象外です。

お得に運動しましょう

医療費控除とは

1年間の医療費が**10万円**※を超えた場合に医療費の一部が戻ってくる(還付される)制度

・控除の対象

かかった医療費 + SHAFT利用料金

※所得金額が200万円未満の場合は 所得金額の5%

お得に運動しましょう

医療費控除の計算

$$\begin{aligned} & (\text{医療費総額} - \text{保険金}) - 10 \text{万円} \times \\ & = \text{医療費控除額} \end{aligned}$$

※所得金額が200万円未満の場合は 所得金額の5%

$$\begin{aligned} & \text{医療費控除額} \times \text{所得税税率} \\ & = \text{実際に戻ってくる金額(還付金)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{医療費控除額} \times 10\% \\ & = \text{翌年度の住民税から減税} \end{aligned}$$

医療費控除を受けるために必要な条件

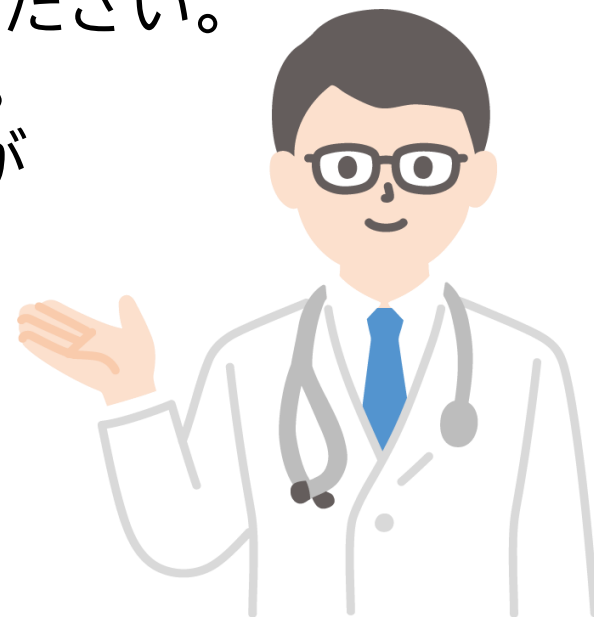
1. 高血圧、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等で、その病態から運動療法を適当であると医師が判断し、医師が発行した運動療法処方箋に基づいて行われるものであること。腰痛や五十肩などの整形外科疾患、気分の落ち込みや不安や不眠症などのメンタルヘルス疾患も含まれる。
2. おおむね週1回以上、8週間以上の継続した運動を行っていること。
3. 運動療法に適しているとして、厚生労働省が指定した施設で行われること。

かかりつけ医が入間ハート病院の場合

医療費控除の流れ① 運動処方せんの交付

運動療法処方箋の交付（かかりつけの医師）

- ・Medical Fitness SHAFTにて運動療法処方箋の発行依頼書を受け取り、入間ハート病院へ提出して下さい。
- ・かかりつけの医師に相談し、運動療法処方箋の交付を受けてください。
 - 交付は医師が運動療法が必要と判断された場合に限りします。
 - 運動時の安全性を確認する必要がある場合には、別途検査が必要になる場合があります。検査が必要となった場合には別途費用が発生する場合があります。



医療費控除の流れ② 運動療法の実施

運動療法の実施（SHAFT）

- ・運動療法処方箋※に基づき、健康運動指導士が運動プログラムを作成いたします。
- ・概ね、週1回（又は月に4回）の利用が8週間以上必要です。

※運動療法処方箋の有効期間が終了する毎に、医師の診断を再度受けていただく必要があります。



かかりつけ医が入間ハート以外の場合

医療費控除の流れ③ 定期的な経過観察

定期的な経過観察（かかりつけの医師）

- ・4週間に1度、医師による助言、定期的な経過観察が必要です。



医療費控除の流れ④ 運動療法実施証明書、領収書の発行

運動療法実施証明書、領収書の発行（SHAFT）

- ・Medical Fitness SHAFTで証明欄記載済(医療機関名、所在地、医師名)の運動療法実施証明書および領収書をお渡しします。
 - どちらも確定申告の際に必要な書類になります。なくさないように保管をお願いします。



医療費控除の流れ⑤ 確定申告

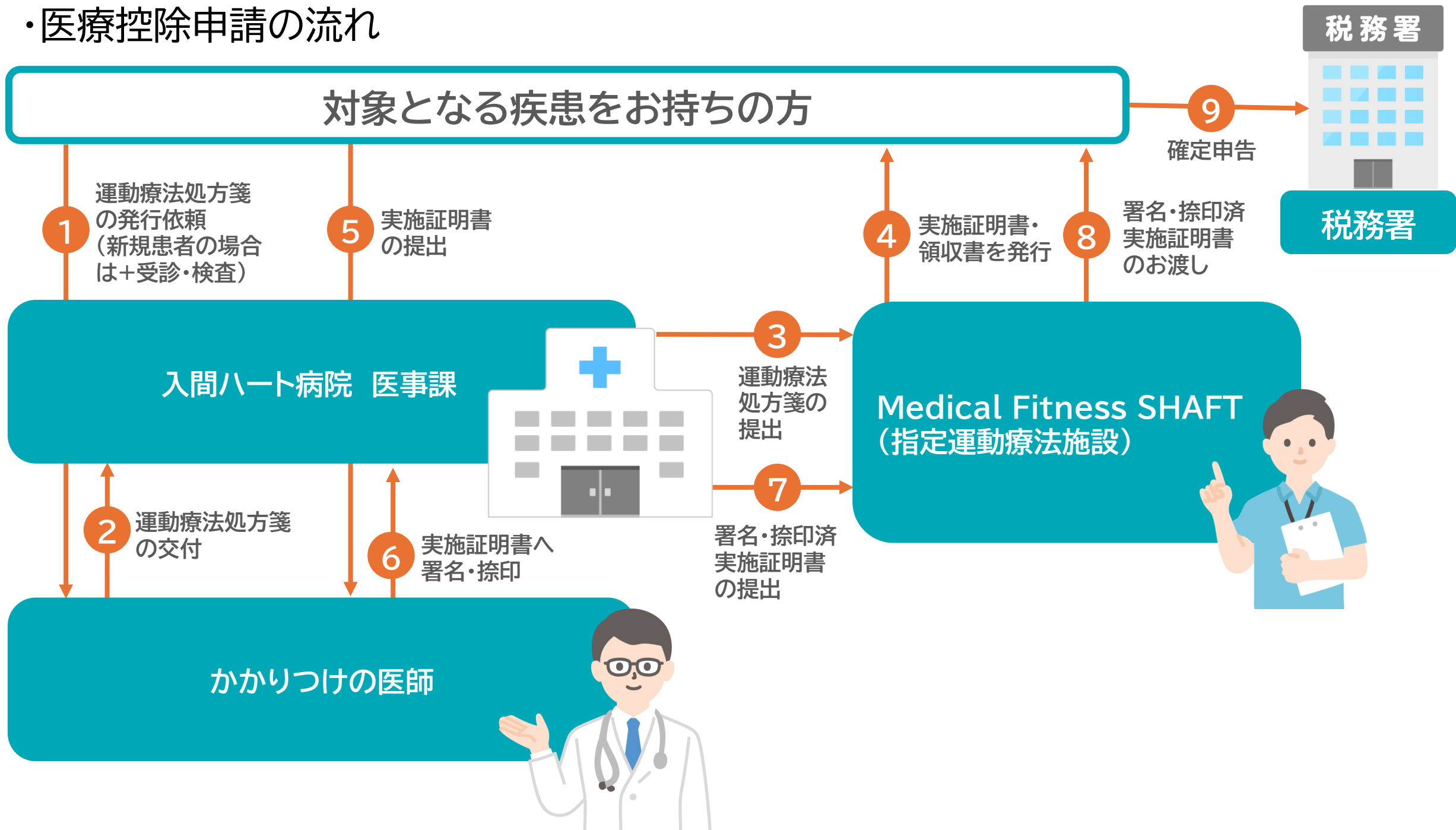
確定申告（税務署）

- ・運動療法実施証明書・領収書の提出。
 - 確定申告の手続きは、各自で行ってください。

税 務 署



・医療控除申請の流れ



かかりつけ医が入間ハート病院以外の場合

医療費控除の流れ① 運動処方せんの交付

運動療法処方箋の交付（かかりつけの医師）

- ・かかりつけの医師に相談し、運動療法処方箋の交付を受けてください。
 - 指定の用紙はSHAFTにてご用意しております。
 - 交付は医師が運動療法が必要と判断された場合に限りします。
- ・運動療法処方箋の作成等は医療機関により別途費用が必要となります。



医療費控除の流れ② 運動療法の実施

運動療法の実施（SHAFT）

- ・運動療法処方箋※に基づき、健康運動指導士が運動プログラムを作成いたします。
- ・概ね、週1回（又は月に4回）の利用が8週間以上必要です。

※運動療法処方箋の有効期間が終了する毎に、医師の診断を再度受け、新たに運動療法処方箋をSHAFTへ提出していただく必要があります。



かかりつけ医が入間ハート病院以外の場合

医療費控除の流れ③ 定期的な経過観察

定期的な経過観察（かかりつけの医師）

- ・4週間に1度、医師による助言、定期的な経過観察が必要です。



かかりつけ医が入間ハート病院以外の場合

医療費控除の流れ④ 運動療法実施証明書、領収書の発行

運動療法実施証明書、領収書の発行（SHAFT）

- ・証明書の発行は、別途費用が必要となります。（メディカル会員除く）
 - どちらも確定申告の際に必要な書類になります。なくさないように保管をお願いします。



かかりつけ医が入間ハート病院以外の場合

医療費控除の流れ⑤ 運動療法実施証明書の内容確認

運動療法実施証明書の内容確認（かかりつけの医師）

- ・運動療法処方箋を交付した医療機関へ提出し、証明欄の記載（医療機関名、所在地、医師名）を受けてください。



かかりつけ医が入間ハート病院以外の場合

医療費控除の流れ⑥ 確定申告

確定申告（税務署）

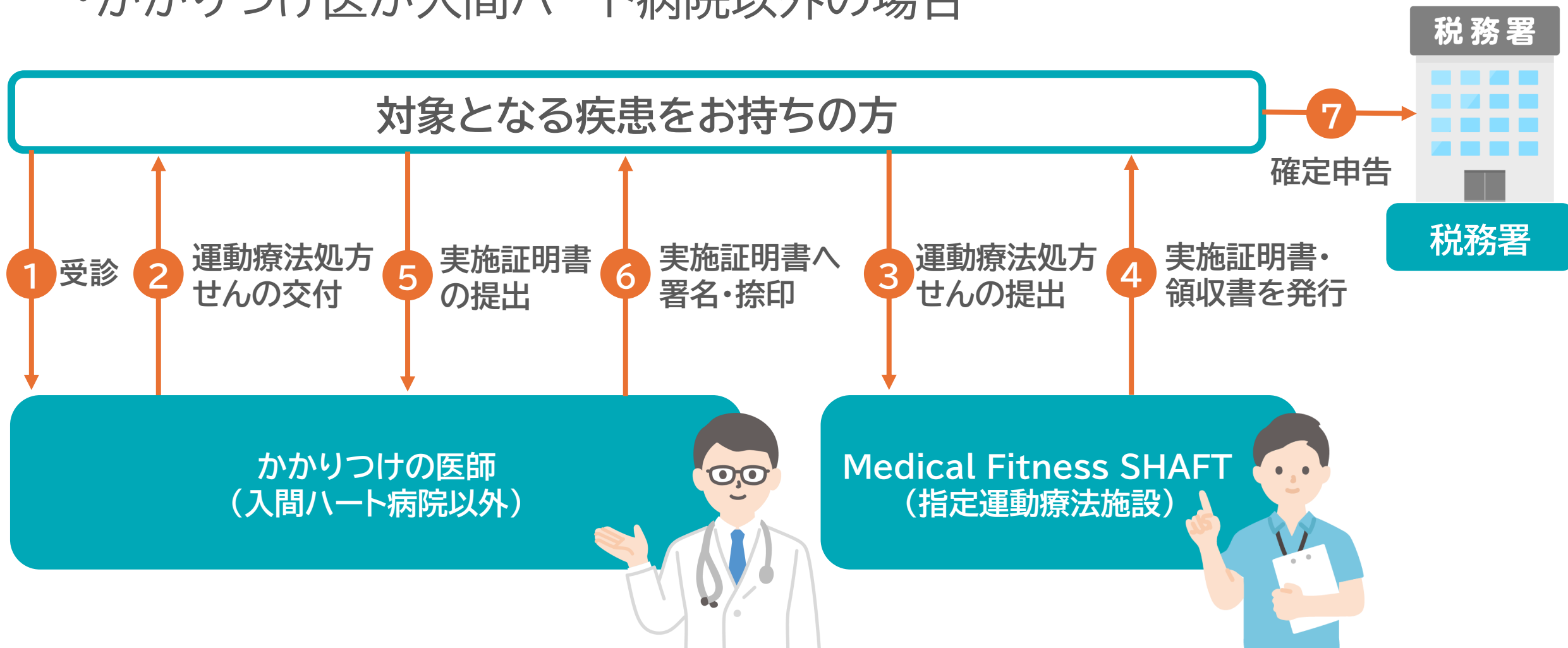
- ・運動療法実施証明書・領収書の提出。
 - 確定申告の手続きは、各自で行ってください。

税務署



医療費控除の流れ

・かかりつけ医が入間ハート病院以外の場合



Q&A

Q. 確定申告は、どうやってやればよいですか？

A. 確定申告にはいくつかの方法があります。

方法① 税務署で申告

方法② オンラインで申告

方法③ 会社を経営されている場合 → 顧問税理士に委託

Q&A

Q. 確定申告には何が必要ですか？

A. 源泉徴収票、医療費通知、運動療法実施証明書、領収書が必要です。

源泉徴収票：一般的に、年末調整後に会社から受け取る

医療費通知：一般的に、毎年1月上旬と2月下旬に自宅に郵送されてくる

Q&A

Q. 還付金はいつ戻ってくるの？

A. 所得税分の還付金が戻ってくるタイミングは、確定申告後**1~1.5**か月後が目安とされています。
医療費控除は所得税の他にも**住民税**も安くなりますが、所得税のように還付されません。医療費控除の住民税の分は、**翌年の住民税から減税**されます。